

佐賀県訓令甲第4号

本 庁
現 地 機 関

佐賀県職員の定年の引上げ等に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和5年3月28日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県職員の定年の引上げ等に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(佐賀県立虹の松原学園の自立支援の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第1条 佐賀県立虹の松原学園の自立支援の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(週休日)</p> <p>第2条 職員の週休日は、毎4週間につき8日（育児短時間勤務職員等（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては、8日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従ったもの、<u>再任用短時間勤務職員</u>（条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、8日以上）となるように、佐賀県立虹の松原学園長（以下「園長」という。）が職員ごとに指定する日とする。</p>	<p>(週休日)</p> <p>第2条 職員の週休日は、毎4週間につき8日（育児短時間勤務職員等（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては、8日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従ったもの、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>（条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、8日以上）となるように、佐賀県立虹の松原学園長（以下「園長」という。）が職員ごとに指定する日とする。</p>

(佐賀県総合福祉センターの一時保護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第2条 佐賀県総合福祉センターの一時保護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(週休日)</p> <p>第2条 職員の週休日は、毎4週間につき8日（育児短時間勤務職員等（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては、8日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従ったもの、<u>再任用短時間勤務職員</u>（条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、8日以上）となるように、佐賀県総合福祉センター所長（以下「所長」という。）が職員ごとに指定する日とする。</p>	<p>(週休日)</p> <p>第2条 職員の週休日は、毎4週間につき8日（育児短時間勤務職員等（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては、8日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従ったもの、<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>（条例第2条第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、8日以上）となるように、佐賀県総合福祉センター所長（以下「所長」という。）が職員ごとに指定する日とする。</p>

(佐賀県立九千部学園の援護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第3条 佐賀県立九千部学園の援護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成2年佐賀県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(週休日)</p> <p>第2条 職員の週休日は、毎4週間につき8日（育児短時間勤務職員等（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては、8日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従ったもの、<u>再任用短時間勤務職員</u>（条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、8日以上）となるように、佐賀県立九千部学園長（以</p>	<p>(週休日)</p> <p>第2条 職員の週休日は、毎4週間につき8日（育児短時間勤務職員等（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては、8日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従ったもの、<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>（条例第2条第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、8日以上）となるように、佐賀県立九千</p>

改正前	改正後
下「園長」という。)が職員ごとに指定する日とする。	部学園長（以下「園長」という。）が職員ごとに指定する日とする。

（佐賀県食肉衛生検査所に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程の一部改正）

第4条 佐賀県食肉衛生検査所に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程（平成4年佐賀県訓令甲第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（週休日等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、佐賀県食肉衛生検査所長（以下「所長」という。）は、職員について、一の年において10以内の土曜日を勤務日とし、これに代えて職員ごとに週休日を指定することができる。この場合において、職員の週休日は、毎4週間につき8日（育児短時間勤務職員等（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては8日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容に従ったもの、<u>再任用短時間勤務職員</u>（条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては8日以上）となるように指定するものとする。</p>	<p>（週休日等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、佐賀県食肉衛生検査所長（以下「所長」という。）は、職員について、一の年において10以内の土曜日を勤務日とし、これに代えて職員ごとに週休日を指定することができる。この場合において、職員の週休日は、毎4週間につき8日（育児短時間勤務職員等（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては8日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容に従ったもの、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>（条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては8日以上）となるように指定するものとする。</p>

（佐賀県佐賀空港事務所に勤務する職員の週休日等に関する規程の一部改正）

第5条 佐賀県佐賀空港事務所に勤務する職員の週休日等に関する規程（平成10年佐賀県訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（週休日）	（週休日）

改正前	改正後
<p>第2条 職員の週休日は、毎4週間につき8日（育児短時間勤務職員等（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては、8日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従ったもの、<u>再任用短時間勤務職員</u>（条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、8日以上）となるように、佐賀空港事務所長（以下「所長」という。）が職員ごとに指定する日とする。</p>	<p>第2条 職員の週休日は、毎4週間につき8日（育児短時間勤務職員等（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては、8日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従ったもの、<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>（条例第2条第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、8日以上）となるように、佐賀空港事務所長（以下「所長」という。）が職員ごとに指定する日とする。</p>

（くらしの安全安心課の消費生活及び食育・計量業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程の一部改正）

第6条 くらしの安全安心課の消費生活及び食育・計量業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程（平成16年佐賀県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（週休日）</p> <p>第2条 職員の週休日は、毎4週間につき8日（育児短時間勤務職員等（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては、8日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従ったもの、<u>再任用短時間勤務職員</u>（条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、8日以上）となるように、くらしの安全安心課長（以下「課長」という。）が職員ごとに指定する日とする。</p>	<p>（週休日）</p> <p>第2条 職員の週休日は、毎4週間につき8日（育児短時間勤務職員等（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては、8日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従ったもの、<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>（条例第2条第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、8日以上）となるように、くらしの安全安心課長（以下「課長」という。）が職員ごとに指定する日とする。</p>

(佐賀県療育支援センターの入所児童に対する指導の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第7条 佐賀県療育支援センターの入所児童に対する指導の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成21年佐賀県訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(週休日)</p> <p>第2条 職員の週休日は、毎4週間につき8日（育児短時間勤務職員等（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては、8日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従ったもの、<u>再任用短時間勤務職員</u>（条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、8日以上）となるように、佐賀県療育支援センター所長（以下「所長」という。）が職員ごとに指定する日とする。</p>	<p>(週休日)</p> <p>第2条 職員の週休日は、毎4週間につき8日（育児短時間勤務職員等（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては、8日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従ったもの、<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>（条例第2条第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、8日以上）となるように、佐賀県療育支援センター所長（以下「所長」という。）が職員ごとに指定する日とする。</p>

(佐賀県立図書館等に勤務する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第8条 佐賀県立図書館等に勤務する職員の週休日等に関する規程（平成24年佐賀県訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(週休日)</p> <p>第2条 職員の週休日は、毎4週間につき8日（育児短時間勤務職員等（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては8日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従ったもの、短時間勤務職員（条例第2条第3項に規定する<u>再任用短時間勤務職員</u>及び条例第2条第4</p>	<p>(週休日)</p> <p>第2条 職員の週休日は、毎4週間につき8日（育児短時間勤務職員等（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては8日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従ったもの、短時間勤務職員（条例第2条第3項に規定する<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>及び条例第2</p>

改正前	改正後
項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。) にあつては8日以上) となるように、前条各号に掲げる施設の長 (以下「館長」という。) が職員ごとに指定する日とする。	条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。) にあつては8日以上) となるように、前条各号に掲げる施設の長 (以下「館長」という。) が職員ごとに指定する日とする。

(佐賀県防災航空センターに勤務する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第9条 佐賀県防災航空センターに勤務する職員の週休日等に関する規程 (令和2年佐賀県訓令甲第10号) の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(週休日)</p> <p>第2条 職員の週休日は、毎4週間につき8日 (育児短時間勤務職員等 (条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。) にあつては8日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容 (条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。) に従ったもの、短時間勤務職員 (条例第2条第3項に規定する<u>再任用短時間勤務職員</u>及び条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。) にあつては8日以上) となるように、佐賀県防災航空センター所長 (以下「所長」という。) が職員ごとに指定する日とする。</p>	<p>(週休日)</p> <p>第2条 職員の週休日は、毎4週間につき8日 (育児短時間勤務職員等 (条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。) にあつては8日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容 (条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。) に従ったもの、短時間勤務職員 (条例第2条第3項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。) にあつては8日以上) となるように、佐賀県防災航空センター所長 (以下「所長」という。) が職員ごとに指定する日とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
(佐賀県立虹の松原学園の自立支援の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程等の一部改正に伴う経過措置)
- 2 暫定再任用短時間勤務職員 (地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) 附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。) については、佐賀県職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例 (令和4年佐賀県条例第29号。以下「整備条例」という。) 第7条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成7年佐賀県条例第18号) 第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の佐賀県立虹の松原学園の自立支援の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程、第2条の規定による改正後の佐賀県総合福祉センターの一時保護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程、第3条の規定による改正後の佐賀県立九千部学園の援護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程、第4条の規定による

改正後の佐賀県食肉衛生検査所に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程、第5条の規定による改正後の佐賀県佐賀空港事務所に勤務する職員の週休日等に関する規程、第6条の規定による改正後のくらしの安全安心課の消費生活及び食育・計量業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程、第7条の規定による改正後の佐賀県療育支援センターの入所児童に対する指導の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程、第8条の規定による改正後の佐賀県立図書館等に勤務する職員の週休日等に関する規程又は第9条の規定による改正後の佐賀県防災航空センターに勤務する職員の週休日等に関する規程の規定を適用する。